

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 審議会名 | 上田市景観審議会 |
| 2 | 日時 | 平成24年10月31日 午後 2時00分から午後 4時00分まで |
| 3 | 会場 | 上田市役所本庁舎6階大会議室 |
| 4 | 出席者 | 藤居会長、原副会長、竹原委員、宮下委員、山崎委員、飯塚委員、
清水委員、牧谷委員、大平委員、滝沢委員、神尾委員、上林委員 |
| 5 | 市側出席者 | 清水都市建設部長、翠川都市計画課長、片山景観係長、小岩井主査 |
| 6 | 公開・非公開等の別 | 公開 ・ 一部公開 ・ 非公開 |
| 7 | 傍聴者 | 0人 記者 0人 |
| 8 | 会議概要作成年月日 | 24年11月12日 |

協議事項等

1 開 会 (翠川都市計画課長)

2 あいさつ (清水都市建設部長)

3 協議事項

(1) 議事録署名人の指名 (会長)

(2) 「上田市景観計画 (案)」について (事務局)

パブリックコメントの実施結果について説明 (資料1、2)

各委員からの意見に対する市の考え方の説明 (資料3)

8月に実施した景観計画素案説明会の報告 (資料4)

景観計画 (案) の訂正部分の説明 (資料5)

上田市景観条例改正の概要 (資料6)

(3) 審議概要

(委員) 資料1の3ページにある形態・意匠における補助について、これから景観重点地区を決めていくにあたり、補助金も考えて欲しい。

(事務局) 柳町のように個人の建物の改修に補助を出したという例もある。景観重点地区として指定されるということは、当然景観づくり協定が締結され、景観条例に基づき行われる景観形成事業に対する補助に該当してくると思われる。そういうところでは対応したいと考えているし、補助していくことは必要だと思う。

(委員) 資料2では尼ヶ淵の高さ制限を12mから20mにして欲しいとの意見だが、例えば新幹線の車窓の高さがどのくらいで、それが建物だと何階くらいになるのかというような資料はあるのか。

(事務局) 資料はある。尼ヶ淵で開催した説明会では、制限高さを12mとする理由を、様々な資料や写真、ビデオを使って説明した。

(委員) 12mの根拠がはっきりしていればいいと思う。

(委員) 反射光のある素材について、「原則として」という語句を追加したことはいいと思う。東京などではガラスを使った建物があるが、上田市のように周りに自然があるところでは、ガラスに山が写り、自然に溶けこませるといふねらいもあると思う。それに太陽光発電のこともあるので、今のところは原則としていいと思う。

(委員) 上田市の屋外広告物条例の制定について、将来的には考えるということだが、いつごろを目途に考えているのか。

(事務局) まずは、景観条例を改正し景観計画を発効させることを考えている。その後、県に

も相談しながら、早期に制定できればと思う。

(委員) 資料3の3ページは、自然公園を地図の中に入れるということか。載せるなら国立、国定とはっきり載せればよりわかりやすいのではないか。

(事務局) そのようにしたいと思う。

(委員) 重要文化的景観は、市町村が申請して国に認定されれば、全国的な知名度をもつことになる。景観計画9章5他法令や制度との連携のところに、文化財保護法に基づく重要文化的景観の保全について記載されてはどうか。

(事務局) 記載したい。

(委員) 特定届出対象行為は罰則の対象になるが、特定届出対象行為の全ての項目が対象となるのか。

(事務局) 建築物及び工作物(特定届出対象行為)の形態・意匠に関する項目のみである。

(委員) 説明会への参加者が7回で137名と少ないのが気になる。

(事務局) 昨年も同様の説明会を開催したという経過も関係しているかもしれない。市の広報、報道機関による報道もあった。事業者向けにも会報への掲載や、チラシを配布し周知を図った。

(会長) 本日出された意見と今までに出された意見を最終的にまとめたものを、当審議会全体の意見として上田市に具申する。

4 その他

改正上田市景観条例の施行について及び上田市景観計画の発効について今後の予定を説明

5 閉 会(翠川都市計画課長)

* 会議概要は原則として公開します。会議終了後、1週間以内に行政改革推進室へ提出してください。

* 非公開及び一部非公開としたものについては、その理由を記載してください。